

財政法案帝國議会へ提出

の件

右謹て上奏し恭しく
聖裁を仰ぎ併せて枢密院の議に付
せられんことを請う

昭和二十二年三月十一日

内閣總理大臣 吉田茂

内

閣

裏面白紙

大藏省

財政法目次

第一章 財政總則

第二章 会計区分

第三章 予算

第一節 総則

第二節 予算の作成

第三節 予算の執行

第四章 決算

第五章 雜則

財政法

第一章 財政總則

第一條 國の予算その他財政の基本に關しては、この法律の定めるところによる。

第二條 収入とは、國の各般の需要を充たすための支拂の財源となるべき現金の收納をいい、支出とは、國の各般の需要を充たすための現金の支拂をいう。

前項の現金の收納には、他の財産の処分又は新らたな債務の負担に因り生ずるものも含み、同項の現金の支拂には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものも含む。なお第一項の収入及び支出には、会計間の繰入その他國庫内において行う移換によるものも含む。

歳入とは、一會計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一會計年度における一切の支出をいう。

第三條 租稅を除く外、國が國權に基いて收納する課徵金及び法律上、又は事實上國の獨占に属する事業における專賣價格^{若しくは}事業料金については、すべて法律又は國会の議決に基いて定めなければならぬ。

第四條 國の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源と

しなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、國会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を國会に提出しなければならない。

第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、國会の議決を経なければならない。

第五條 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、國会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第六條 各年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるもののみ、これを剰余金を生じた年度の翌年度までに、公債又は借入金の償

還財源に充てなければならぬ。

第七條 前項の余金の計算によれば政令でこれを定めるが 國は、國庫金の出納上必要あるときは、大藏省証券を発行し

又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。

前項に規定する大藏省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を

以て、これを償還しなければならない。

大藏省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額については、毎

会計年度、國会の議決を経なければならない。

第八條 國の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更す

るには、法律に基くことを要する。

第九條 國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその其他支拂手段として使用し、又は適正な対價なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

國の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

第十條 國の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならぬ。

第二章 会計区分

第十一條 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第十二條 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

各会計年度において決定した経費の金額を以て、他の年度に属する経費に充てることはできない。

第十三條 國の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

國が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行ふ場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出を区分して経理する必要がある場合に限り~~は~~、法律を以て特別会計を設置するものとする。

第三章 予算

第一節 総則

第十四條 歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならな

第十五條 税金計年度を期して行うべき事業の製造その他の事業の経費で特に必要があるものについでは、予めその経費の総額を補足外

費として、予算を以て、國会の議決を経ゆさせが可能。

第十六條 法律に基くもの又は予算に定めや歳出の定額の範囲内にお

けるものの外、國が債務を負担する行爲をなすには、予め予算を以

て、國会の議決を経なければならぬ。

前項に規定するものの外、災害復旧その他急の必要がある場合においては、國は毎会計年度、國会の議決を経た金額の範囲内にお

前項の規定により國が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降二箇年以内とする。但し國会の議決により更べゝ年限を延長するもの並びに外國人に支給する給料及び恩給、地方公共團體の債務の保証又は債務の又利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び國際條約に基し分担金に関するもの、とり他法律で定めるもののほかの限りでな。

第十九條 予算は、予算總則、歲入歲出予算、編成及び國庫債務負担行為とす。

第二條 衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び會計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歲入、歲出及び國庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の総合調整に供するため、内閣に送付しなければならぬ。

内閣總理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歲入、歲出及び國庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならぬ。

裏面白紙

支拂ひの爲め、此處に國庫の貢税の不敷費の賃金の入件表と付録の取扱いの規則

支拂ひの爲め、此處に國庫の貢税の不敷費の賃金の入件表と付録の取扱いの規則

第一項の規定により國が債務を負担した行爲については、次の常会において國会に報告しなければならない。

第一項又は第二項の規定により國が債務を負担する行爲は、これを國庫債務負担行爲といふ。

第二節 予算の作成

第十九條 予算は、予算總則、歲入歲出予算、總統費及び國庫債務負擔行爲とする。

第十八條 茨議院議長、參議院議長、最高裁判所長官、會計監査院長並びに内閣總理大臣及~~び~~各省大臣（以下各省各廳の長といふ。）は、毎会計年度、その所掌に據る歳入、歳出、總統費及び國庫債務負担行爲の見積に關する書類を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

大藏大臣は、前項の見積を検討して必要を調整を行ひ、歲入歳出

第十八條 大藏大臣は、前條の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出及び國庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならぬ。

内閣は、前項の決定をしてようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予算衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に對しその決定に関する意見を求むなければならぬ。

第十九條 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合には、國会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに國会が、國会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならぬ。

卷一百一十五

、總統費及び國庫債務集担行為の概要算を作成し、閣議の決定を経な

第十九條 大藏大臣は、毎会計年度、前條の閣議決定に基いて、歳入

予算明細書を作製しなければならぬ。
衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣總理大臣及び各省大臣以下各省
廳の長官、各部の長官、各監視官等の長官は、毎会計年度（一編十八帳）の閣議決定のあつた概算の範

閣内でリ予定経費要求書又継続要求書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十九條 大藏大臣は、歳入予算明細書、衆議院、參議院、裁判所、
会計検査院並びに内閣及各省（以下各省各廳といふ。）の予定終

費要求書又繼續費要求書及び國庫債務負担行爲要求書に基いて予算

第十九條 予算總則には、歳入歳出予算、純積費及び國庫債務負担行為の実行を総括する規定を設ける外、左の事項に對する規定を設ける。

行爲所開示。緣指用法。知在體。以之外。則無以明也。

省藏大

るものとする。
一 第四條第一項但書の規定による公債又は借入金の限度額
二 第四條第三項の規定による公共事業費の範囲
三 第五條但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金の借入の限度額
四 第七條第三項の規定による大藏省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額
五 第十本條第二項の規定による國庫債務負担行為の限度額
六 前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項
第七條歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質、歳出につては、その目的に從つて部に大別し、更に、各部中においてはこれを款項に区分し、又、その收入又は支出に關係のある部局等の組織の別を明らかにしなければならない。
第二十一条予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を歳入歳出予算に計上しなければならぬ。

裏面白紙

第三十九條 岁出予算のうち、経費の性質上年度内にその支出を終らなければ見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、国会の承認を得ることができる。

第四十条 謹続費は、事項ごとに、その必要の理由を明りかにして、

四つ、総額、年限及び年割額を示さなければならぬ。
第二十一条 國庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行爲をなす年度及~~又~~債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に應じて行爲に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を明示されなければならぬ。

第二十二条 不條内閣に於いて、國金、裁判所及び余計検査院の歳出額を減額した場合は、おもては、國金、裁判所又は余計検査院の専付は

係る歳出見積について、その詳細を歲入歳出予算に附記する。

此國会が、國会、裁判所又は余計検査院に係る歳出額を修正する場

合におけるや否か財部に於ける要となれば財源についと申記し大げねに

裏面白紙

214

第二十七條　内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十二月中に、國會に提出するのを以とする。

第二十八條　國會に提出する予算には参考のために左の書類を添附しなければならない。

一歳入予算明細書

二各省各廳の予定経費要求書

三継続費要求書及び國庫債務負担行為

四國庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書

五國債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に關する調書

省藏大

要求書
前前年度歳入歳出決算
前年度歳入歳出予算の総計表及び純計表
前年度歳出予算の総計表及び純計表

裏面白紙

省藏大

215

六國有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書
七國が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他の状況に関する調書

八國統賃及び國庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込半該年度以降の支
出予定額及び事業等の進行状況に関する調書

九この地財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類
第二十九條　内閣は、予算作成後に生じた事由に基き必要避けることのできない経費若しくは國庫債務負担行為又は法律上若しくは契約上國の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り予算作成の手続に伴い追加予算を作成し、これを國会に提出することができる。

内閣は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて

裏面白紙

て、既に成立した予算に更なる追加を必要があるときは、その修正を國会に提出することができる。

第三十條 内閣は、必要に應じて、一會計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを國会に提出することができる。暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとされし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に其いてしたものとみなす。

第三節 予算の執行

第三十一條 予算が成立したときは、内閣は、國会の議決したところに従い、各省各廳の長に対し、その責に任すべし歳入歳出予算、繰り費及び國庫債務負担行爲を配賦する。

前項の規定により配賦する歳入歳出予算は、更に歳入にあつては、項目を目に、歳出にあつては、項を目及び節に区分する。

大藏大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第三十二條 各省各廳の長は、歳出予算について各項既定める目的の外にこれを使用する事ができない。但し、予算の執行上必要がある場合は、各省各廳内の部局等の間で、政令の定める所によつて、同一名称の項の金額を取扱り、流用することが出来る。

裏面白紙

前項但書事の規定は、予算に定められた特別の定めをなした場合は
それを適用する。

第一項但書の規定によるもの流用を上から下へと並べて置く。各項の規定期間は、本件の規定期間と同一である。

計檢査院本通知一奉行され候る。當出予算の定めの各項の金額若しくは各部局等の金額と
第三十三條 各省各廳の長は、此令で定める目次に、節の経費に依りて
被此流用することができない。但し、予算の執行上必要がある場合においては、各省各廳内の部局等の
は、不變本位の取扱を経本付機は、その経費は、他の経費の運輸を流
間で政令の定めどと二通りより、同一名稱の項の金額に限り、流用することができる。
用一文以下の一総額の総額を他の総額に流用する事とが許さない。
第一項但書及前項の規定は、予算において特別の定めをなした場合に於て適用しない。

第一項但書及び第三項の規定により適用した経費の金額については、歳入歳出の決算においてこれを明らかにすることとし、その理由を記載しなければならぬ。

省藏 大

裏面白紙

前項但書の規定は、予算において特別の定めをなした場合にこれも適用しない。

第一項但書の規定により流用をとすとする場合においては、各省各廳の長は、大藏大臣に協議して本件ればならぬ。

太政大臣は、前項の規定により協議せしむるに同意したときは、金計検査院に通知しなければならぬ。

第三十三條 各省各廳の長は、此令で定める日又は節の経費について、被此流用することができない。但し、予算の執行上より事がある場合には、各省各廳内の部局等の本職の事認を経て本件には、その経費は他の経費の事認を流用することができる。

間で、政令の定めどと二つにより同一名称の項の金額に限り流用することができる。

第一項但書及び前項の規定は、予算において特別の定めをなした場合には、これを適用しない。

本城大臣は、前項の規定により本件は、会計検査院に通知せしむれば、各省各廳の長は、日又は節の経費については、政令の定めどと二つにより流用することができる。

通則第一項但書及び第二項の規定による流用については、大藏大臣が会計検査院に通知しなければならぬ。

三十四條 各省各廳の長は、第三十一條第一項の規定により預賦された予算に基いて、大藏大臣の定める期間に従い、支出事務職員及

裏面白紙

び契約事務職員ごとに、支出の所要額及び國の支出の原因となる契約その他の行爲（以下契約等といふ）の所要額を定め、支拂又は契約等の計画に關する書類を作製して、これを大藏大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大藏大臣は、國庫金、歳入及び金融の状況並びに經費の支出状況等を勘査して、前項の期間ごとに、支拂又は契約等の計画の承認に關する方針を作製し、閣議の決定を経なければならない。

大藏大臣は、前項の方針に基いて第一項の支拂又は契約等の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び会計検査院に通知するとともに、支拂計画は、これを日本銀行に通知しなければならぬ。

第三十五條 予備費は、大藏大臣が、これを管理する。

各省各廳の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大藏大臣に

送付しなければならない。

大藏大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大藏大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大藏大臣が予備費使用書を決定することができる。

予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各廳の長がり第
二十六條第二項の規定により國庫の債務を負担する行爲をなす場合に、これを準用する。

第三十六條 予備費を以て支弁した金額については、各省各廳の長は、

裏面白紙

その調書を作製して、次の(国会)常会の開会後直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

太蔵大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総

調書を作製しなければならない。

内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各廳の調書を次の常会において國会に提出して、その承諾を求めるべし。

大蔵大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなけれ
ばならない。

大蔵省

第四章 決算

第三十七條 各省各廳の長は、毎会計年度、大蔵大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に関する計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。

第三十八條 大蔵大臣は、歳入決算明細書及び歳出決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。

歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

(一) 歳入

一 歳入予算額

裏面白紙

223

省藏大

二 徴收決定額へ徵收決定のない歳入については、(收納後に徵收として整理した額)
三 收納済歳入額
四 不納欠損額
五 收納未済歳入額
六 前年度繰越額
七 一 歳出予算額
八 予備費使用額
九 流用等増減額
十 支出済歳出額
十一 翌年度繰越額
十二 不用額

裏面白紙

第三十九條 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度会計検査院に送付しなければならない。

第四十條 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において國会に提出するのを例とする。

前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附する。

第四十一條 每会計年度において、歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に算り入れるものとする。

第五章 難則

第四十二条 每会計年度の歳出予算の経費の金額は、二年と翌年度において使用する二と半に亘る。但し、歳出予算のうち、第一三條第一項の規定による繰越ができない。但し、歳出予算のうち、第一三條第一項の規定による繰越について國会が承認を得た経費の金額及び年度内に契約せんに避難の事故のため年度内に支出を終らんかつた経費の金額及び難い事由のため年度内に支出を終らんかつた経費の金額は、二年と翌年度に繰り越して使用する二と半に亘る。

継続費については、毎会計年度の支出残額をその議決に係る年賡の最終年度まで、順次繰り越して使用する二と半である。

第四十三条 各省各廳の長は、前條の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大藏大臣の承認を経なければならぬ。

前項の承認があつたときは、当該経費については、第三十一條

第四十四條 國は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

第四十五條 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

第四十六條 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高額その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で國民に報告しなければならない。

前項に規定するものの外、内閣は、少くとも四半期ごとに、予算使用の状況、國庫の状況その他財政の状況について、國会及び國民に報告しなければならない。

第四十七條 この法律施行に關し必要な事項は、政令で、これを定

める。

附則

第三十九條

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。
但し、第十九條^{第二項}、第二十條^{第三項}、第二十一條^{第三項}、第二十二條^{第三項}、第二十三條^{第三項}、第二十四條^{第三項}並びに第三十五條及び第三十六條の規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行し、第三條、第十條及び第三十四條の規定の施行の日は、政令を以てこれを定める。

第四條及び第五條の規定は、昭和二十三年度以後の会計年度の予算に計上されるる公債又は借入金について、第三章^{第六條、第三章の規定}の規定^{第十七條第一項が第十九條、第六條第二項、第十八條の規定を除く。及び第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條並びに第三十五條及び第三十六條の規定を除く。}は、日本國憲法施行の日から、これを適用する。

第二條 この法律中「國会」、「内閣」、「各省各廳」又は「政令」であるのは、日本國憲法施行の日までは、これを本れられ「帝國

裏面白紙

議会」、「政府」、「各省」又は「勅令」を読み替えるものとする。

二十條第二項

日本國憲法施行の日までは、第十八條中「衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官^{及び}会計検査院長並びに内閣總理大臣及び各省大臣^{以下各部の長といふ。}」あるのは、「各省大臣」、第二十條中「衆議院、參議院、裁判所^{及び}会計検査院並びに内閣及び各省^{以下各省長といふ。}」あるのは、「各省」と読み替えるものとする。

第三條 この法律施行前になした予備費の支出並びに昭和二十一年度^{及び同二十二年度}の決算に關しては、なお從前の例による。

第四條 従前予算外國庫の負担となるべき契約に關する件として帝國議会の協賛を経た事項は、日本國憲法施行後においては、國庫債務負擔行為となるものとする（但しこの場合においては、改正後の第十五條第三項の規定は、ニ水^スと適用しない）。

第五條 左に掲げる法令は、これを廃止する。

明治四十四年法律第二号（公共団体に対する工事補助費繰越使用に関する法律）

明治五年大政官布告第十七号（政府に対する寄附に関する件）